

# 厚木市立厚木中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え

いじめは、単に子供たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題である。いじめは、いじめている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、生徒たちの中で広がる、生徒感の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されている。また、インターネットの発達により、生徒たちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もある。その背景には、子供たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子供を取り巻く社会全体で、いじ

#### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

#### いじめに対する基本認識

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、相手の尊厳を損ねる卑怯な行為であり、絶対に許されない。

#### いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

### (2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

いかなる場合であっても、「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で指導していかなければならない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様であり許される行為ではない。教職員は、日ごろから生徒への積極的な声かけを行い、生徒との強い信頼関係を築き、生徒たちの悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会です鋭敏に感知するよう努める。自分の学級や学校、周囲において深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持ち、いじめの件数が少ないことのみをもって問題がないと判断しないようにする。

そして、日ごろから生徒について気になることがあれば、家庭に連絡し、保護者との信頼関係を築いていく。また、地域や外部機関についても、生徒の心身の成長のためにも、連携を強化していく。

厚木中学校では、生徒の個性や違いを尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進し、多くの教育活動の場で実践し、心の教育を通して命の大切さ、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導していく。

## 2 学校の具体的な取組

### (1) 取組年間計画（PDCAサイクルを意識して）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒生活部活動指導員研修</li> <li>PTA生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>いじめ防止キャンペーン（生徒会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止等対策協議会</li> <li>いじめ防止キャンペーン（生徒会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一学期主任児童委員との連絡会</li> <li>生活防犯教室（1・3年）</li> <li>いじめ防止集会（振り返り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒生活部活動指導員研修</li> <li>校外地区バトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャンス相談</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生活アンケート</li> <li>いじめ防止集会（合唱）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権福祉講演会（生徒会）</li> <li>いじめ防止集会（2年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>いじめ防止集会（振り返り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>いじめ防止キャンペーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三学期生活アンケート</li> <li>いじめ防止集会（振り返り）</li> </ul>

（未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他(取組点検・評価などの機会＝黒)

## (2) 厚木中学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	厚木南・北地区青少年健全育成	会長(2名)
2		相談員の代表(1名)
3		指導員の代表(1名)
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー(1名)
5		主任児童委員の代表(2名)
6	警察・法務局	少年補導員の代表(1名)
7		保護司の代表(1名)
8	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
9	学校	校長・教頭・生徒指導担当

## (3) 未然防止のための取組

- いじめに関する教職員研修を定期的実施し、教職員一人ひとりのいじめに対する感性を高めるとともに、職員全体の指導力を高める。
- 生徒会を中心とした活動を通して「いじめを許さない」雰囲気学校全体に醸成する。
- 日頃からの教育活動全般で、いじめに関する内容を取り上げ、いじめが起きない学校作りを行う。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させる。
- 保護司、主任児童委員との連絡会を開催し、いじめ防止に向けた取り組みについて情報交換をする。
- 夏期休業中に地区青少年健全育成会と連携し、地域のパトロールを実施する。
- 道徳や人権週間での人権教育を活用し、生徒の意識の高揚を図る。
- インターネット等を利用しいじめ・トラブル防止にむけた講習会を実施する。

## (4) 早期発見のための取組

- 生活アンケートや教育相談等により、生徒の様子を把握する声を聴く機会を設ける。
- 生徒が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくり、相談体制づくりに努める。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、総会、懇談会、学年行事等にPTAと協働して取組む。
- 職員間での生徒観察による情報交換を随時行う。
- 家庭訪問、三者面談を有効に活用し、家庭との連携を密に行えるように努める。
- 大きな行事ごとに学級の取り組みを振り返り、よりよい集団として活動できるように生徒の意識を高める。

## (5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組む。
- 被害を受けている生徒の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をする。
- 加害生徒について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼する。
- 加害生徒がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援する。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関等との連携も含めて対応する。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報する。
- 対応した事例について、全職員で評価・反省を行い、より適切な対応・技術を身につける取り組みをする。
- PDCAサイクルを用いて、取り組みに関する達成目標を設定し、学校評価等において目標の達成状況の評価を行い、改善を図る。

## (6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をする。
- 「いじめ防止等対策のための組織」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決める。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をする。